

○第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ 二 略</p> <p>ホ 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）に規定する造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>へ ち 略</p> <p>二 略</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ 二 略</p> <p>ホ  次に掲げる単板積層材</p> <p>(1) 単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第百六号）に規定する単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>(2) 構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>へ ち 略</p> <p>二 略</p>